

広島県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十六号

広島県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

広島県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（処分の特例）

2 平成二十四年度に限り、第六条の規定にかかわらず、基金の一部を取り崩し、当該取り崩した額に相当する額を法附則第十条第二項の規定による交付及び同条第三項の規定による納付に要する経費並びに同条第五項の経費に充てるものとする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。